③子どもたちが安心して自由に遊べる場がたくさんほしい。 近くに公園もあるが何かと規制が多く、もっと自由な遊び ができる場があればよいが、と思います。

(回答1:河川公園課)

公園の利用におきましては、都市公園法及び熊本市都市 公園条例に基づき公園内での「行為の制限」及び「行為の 禁止」についてそれぞれ定められています。それらにあて はまらない公園利用に関するマナーにつきましては、その 公園を最も利用される自治会などにより、地元ルールとし て決めていらっしゃる公園もあります。

公園は、有料施設以外誰もが自由にいつでも利用できる 場所であり誰もが公園で子どもたちを自由に遊ばせたい と思うことですが、一定のルールである法及び条例で定め られている最低限のルールがなければ公の場所として誰 でも利用できる場所とはなりません。

例として公園を独占的に使用した野球やサッカーなどの球技、独占的に使用しないまでも硬いボールやバットを使用及び数人でのサッカーボールゲームなどが、他の人達への公園利用の妨げになったり利用者に対し危害をおよぼしていることから禁止している状況です。また、公共施設である公園施設の破損・損傷や隣接家屋にも被害が出ている状況から規制せざるを得ません。

今後、地元ルールを定められている場合、そのルールについて地元自治会及び管轄の土木センター河川公園整備課にご相談していただければと思います。

(回答2:教育政策課)

教育委員会として、子どもたちの遊び場を新たに提供することは困難と考えますが、PTAや子ども会、体育協会などの地域団体が学校施設を利用して活動する場合、運動場や体育館などの学校施設使用料及び照明使用料は免除とするなどの措置をしています。

また、総合型地域スポーツクラブや公立公民館でのイベントや体験活動をはじめ、市全体でさまざまな事業を展開していますので、それらも積極的に活用いただければと思います。

④中体連開催時期が梅雨にあたり天候に悩まされます。梅雨明けに繰り下げる等再検討を願いたい。

(回答:健康教育課)

屋外競技で参加校が多い軟式野球については、先行開催 するなどの対応策をとっているところです。なお、学期末 にさしかかる梅雨明けに繰り下げることは、学校の運営上 難しいと考えています。

⑤校舎増築や緩衝地区の設定、分離校建設等、学校規模の適 正化をお願いしたい。

(回答:学務課・施設課)

本市において、近年の少子化による児童生徒数の減少傾向にある中、地域間の人口分布の違い等によって過大及び

過少規模のそれぞれの学校が存在していることから、昨年度、外部委員による「熊本市学校規模適正化検討委員会」を設置し、市立小中学校の適正な規模と適正配置の基本的な考え方(方策)についての意見を報告書としてまとめていただいたところです。この中で、大規模校は、通学区域の見直しや緩衝地区の設定等による弾力的な取組みが必要であり、また小規模校は、統廃合を基本として考える必要があると提言されています。

この報告書を基に、今年度子どもたちのより良い教育環境を確保するための「学校規模適正化計画」を策定して、計画的に取り組むこととしています。今後は、大規模校について、必要に応じ校舎の増改築を行うとともに、緩衝地区の設定等を地域住民及びPTA、関係団体と協議を行いながら学校規模の適正化を進めていきます。

⑥先生方には時間がないと聞きます。しかし子どもたちとふれ あってしっかりと声掛けをしてほしい。先生からの声掛けは 子どもには大きく響くものだと思います。

(回答:教育政策課·指導課)

日常の授業において、子どもたちが教師や友達との信頼感の中で学んでいくことは大変重要なことであると考えています。

そこで、少人数指導やグループ学習を取り入れ、子どもたち一人一人が自分の意見や考えを発表しやすくし、子どもたちが「自分の意見が認められた」といった満足感を持てるような授業の実践を図っているところです。

今後も、より一層一人ひとりを大切にした授業の推進を図っていきます。

また、学校を取り巻く環境が大きく変化し、業務も複雑化する中、教師の多忙感も増しているいわれています。教育委員会としても教師と子どもの向き合う時間を確保するために、学校が処理する文書の見直しなど、検討を行っていきます。

⑦校区にコミュニティーセンターが無いので設置をお願いした い

(回答:生涯学習推進課)

地域コミュニティセンター設置については、平成20年1 月に策定した「熊本市地域コミュニティセンター設置指針」 に基づき概ね小学校区単位で整備しています。

指針第2条において設置基準を定めており、

- (1) 設置可能な土地・建物が確保できること。
- (2) 校区住民の総意に基づく要望があること。
- (3) 当該校区において地域づくり活動が活発であること。
- (4) 指定管理者として地域の各種団体の代表者等からなる 運営委員会による管理の実施が見込め、かつ、事業の計 画等が明確であること。

としており、以上の条件を全て満たした場合において審査 委員会に諮り、計画的に整備しています。

いつでもご相談ください。

(おわり)